

ら第十六条までにおいて同じ。」を削り、同条第二項中「別表第一」を「別表」に改める。

第七条第一項中「センターの」を削る。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十二条第二項中「別表第一」を「別表」に改める。

第十八条第二項を削る。

別表第一三の表の次に次の一表を加える。

四 第三別館

技術開発室 附属施設設備等	会 議 室					区 分		金 額 (円)
	第二中会議室	第一中会議室	第六小会議室	第五小会議室	第三小会議室及び第二小会議室	第一小会議室及び第四小会議室	第二小会議室	
知事が定める額	一平方メートル二月につき二、五〇〇	五、四〇〇	三、二〇〇	一、九〇〇	一、六〇〇	一、三〇〇	一、七〇〇	午前
		七、一〇〇	四、二〇〇	二、五〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	午後
		八、九〇〇	五、三〇〇	三、二〇〇	二、六〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	夜間
		二、二〇〇	一、六〇〇	四、〇〇〇	三、三〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	午前及び午後
		一、四〇〇	八、五〇〇	五、一〇〇	四、三〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	午後及び夜間
		一、八〇〇	一、〇七〇	六、四〇〇	五、四〇〇	四、三〇〇	四、三〇〇	全日

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十四年八月一日から、第二条の規定は平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十三号

岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十条第三項の規定に基づき、県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、道路法及び道路構造令(昭和四十五年政令第百二十号。以下「政令」という。)において使用する用語の例による。

(道路の区分の特例)

第三条 政令第三条第二項本文の規定により第三種第四級に区分される道路については、地域の状況に応じた通行機能を早期に確保する必要がある場合においては、同項ただし書の規定により、第三種第五級に区分するものとする。

(車線等)

第四条 車道(副道、停車帯その他道路構造令施行規則(昭和四十六年建設省令第七号。以下「省令」という。)第二条に規定する部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、一とする。

第一種	区 分		地形	設計基準交通量(単位 一日につき台)
	第二級	第三級		
第一種	平地部	平地部	平地部	一四、〇〇〇
	山地部	平地部	平地部	一四、〇〇〇
	山地部	山地部	山地部	一〇、〇〇〇
	平地部	山地部	山地部	一三、〇〇〇

第二種		第一種						区 分	地 形	一車線当たりの設計基準交通量(単位 一日につき台)
第二級	第一級	第四級		第三級		第二級				
		山地部	平地部	山地部	平地部	山地部	平地部		一七、〇〇〇	
									一八、〇〇〇	
									八、〇〇〇	
									一一、〇〇〇	
									八、〇〇〇	
									一一、〇〇〇	
									九、〇〇〇	
									一二、〇〇〇	

3 前項に規定する道路以外の道路(第二種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級及び第四種第四級の道路を除く。)の車線の数は四以上(交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数)、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

第四種			第三種				第四級	
第三級	第二級	第一級	第四級		第三級	第二級	第四級	
			山地部	平地部	山地部	平地部	平地部	山地部
九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇

交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に〇・八を乗じた値を設計基準交通量とする。

第二種		第一種						区 分	車線の幅員(単位 メートル)
第二級	第一級	第四級		第三級		第二級			
普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路		三・二五	
								三・二五	
								三・五	
								三・二五	
								三・二五	
								三・五	
								三・五	

4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。)の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値とすることができる。

第四種			第三種				第四級	
第三級	第二級	第一級	第四級		第三級	第二級	第四級	
			山地部	平地部	山地部	平地部	平地部	山地部
一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	一二、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇

交差点の多い第四種の道路については、この表の一車線当たりの設計基準交通量に〇・六を乗じた値を一車線当たりの設計基準交通量とする。

<p>第一種</p>				区		<p>車道の左側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)</p>
				分		
第三級及び第四級		普通道路	小型道路	一・七五	一	<p>一・二五</p>
第二級		普通道路	小型道路	一・二五	一	

第七條 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第四種

第三級	第二級	〇・二五
-----	-----	------

7 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

10 同方向の車線の数が一である第三種又は第四種の道路の当該車線の属する車道には、地形の状況その他の特別の理由により安全な交通を確保するため必要がある場合においては、中央帯又は中央帯に相当する幅員を有する帯状の道路の部分の幅員を設ける等必要な措置を講ずるものとする。

(副道)

第六條 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、四メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第七條 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第四種	第三種		第二種	普通道路	一・二五
	第五級	第二級から第四級まで		普通道路	〇・七五
				普通道路	〇・五
				普通道路	〇・五
				普通道路	〇・五

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

第二種	第一種		区	分	車道の右側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)
	第三級及び第四級	第二級			
	普通道路	普通道路			〇・七五
	普通道路	普通道路			〇・七五
	普通道路	普通道路			〇・七五
	普通道路	普通道路			〇・七五
	普通道路	普通道路			〇・七五

第四種		〇・五
第三種	小型道路	〇・五
		〇・五

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第三項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第一種第二級の道路にあつては一メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートルまで、第三種（第五級を除く。）の普通道路にあつては〇・五メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第二項の表第三種の項中「〇・七五」とあるのは「〇・五」とし、第二項ただし書の規定は適用しない。

7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

8 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
 9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とし、小型道路にあつては〇・二五メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区 分	路肩に設ける側帯の幅員（単位：メートル）		
	第一種	第二種	第三種
第一種	第二級	〇・七五	〇・五
	第三級		〇・二五
第二種	第四級	〇・五	
	第一級		〇・五

10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員について

は、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第四項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

（停車帯）

第八条 第四種（第四級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、一・五メートルとするものとする。

（自転車道）

第九条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。（自転車歩行者道）

第十条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等

を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第十一条 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第三種又は第四種第四級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。ただし、その他の道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第九号の特定道路を除く。)にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。
(歩行者の滞留の用に供する部分)

第十二条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。
(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

第十三条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

第十四条 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定めらるべき値を超える適切な値とするものとする。

一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間
二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たつては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

第十五条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区	分			設計速度(単位 一時間につきキロメートル)
	第一級	第二級	第三級	
第一種	第一級	一〇〇	八〇	八〇
	第二級	八〇	六〇	
第四級	第一級	六〇	五〇	五〇
	第二級	六〇	五〇	

第二種		第一級	八〇	六〇	六〇
第二級		六〇	五〇又は四〇	五〇又は四〇	六〇
第三種		第二級	六〇	五〇又は四〇	三〇
第三級		六〇、五〇又は四〇	二〇	三〇	
第四級		五〇、四〇又は三〇			
第五級		四〇、三〇又は二〇			
第四種		第一級	六〇	五〇又は四〇	
第二級		六〇、五〇又は四〇			
第三級		五〇、四〇又は三〇			
第四級		四〇、三〇又は二〇			

2 副道の設計速度は、一時間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第十六条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間又は第三十四条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第十七条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)	
	上欄	下欄
一〇〇	四六〇	三八〇
八〇	二八〇	二三〇
六〇	一五〇	一二〇
五〇	一〇〇	八〇
四〇	六〇	五〇

第一級、第二級及び第三種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	六
第一級、第二級及び第三種	その他の地域	その他の地域	八
第四種	その他の地域		一〇
			六

(曲線部の片勾配)

第十八条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第三種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、六パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	道路の存する区域		最大片勾配(単位 パーセント)
	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	
第一種、第二種及び第三種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	六
	その他の地域	その他の地域	八
第四種	その他の地域		一〇
			六

(曲線部の車線等の拡幅)

第十九条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第二十条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけ(滑らかに接続することをいう。以下同じ。)をするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(前項の

小型道路			
二〇	三〇	四〇	
一一	一一	一〇	
一一			

(登坂車線)

第二十三条 普通道路の縦断勾配が五パーセント（設計速度が一時間につき百キロメートル以上である普通道路にあつては、三パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、三メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第二十四条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき六十キロメートルである第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を千メートルまで縮小することができる。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径（単位メートル）
一〇〇	凸形曲線	六、五〇〇
八〇	凸形曲線	三、〇〇〇
	凹形曲線	三、〇〇〇
六〇	凸形曲線	一、四〇〇
	凹形曲線	一、〇〇〇
五〇	凸形曲線	八〇〇
	凹形曲線	七〇〇
四〇	凸形曲線	四五〇
	凹形曲線	四五〇

二〇	三〇
凹形曲線	凸形曲線
一〇〇	一五〇
一〇〇	一五〇

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ（単位メートル）
一〇〇	八五
八〇	七〇
六〇	五〇
五〇	四〇
四〇	三五
三〇	二五
二〇	二〇

(舗装)

第二十五条 車道、中央帯（分離帯を除く）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成十三年国土交通省令第百三号）に規定する基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第四種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合には、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)
 第二十六条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第二項に規定する基準に適合する舗装道	一・五以上二以下
その他	三以上五以下

2 歩道又は自転車道等には、二パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
 3 前条第三項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。
 (合成勾配)

第二十七条 合成勾配は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき二十キロメートル又は二十キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二・五パーセント以下とすることができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	合成勾配(単位 パーセント)
一〇〇	一〇
八〇	一〇・五
六〇	
五〇	
四〇	一一・五
三〇	
二〇	

2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあつては、合成勾配は、八パーセント以下とするものとする。
 (排水施設)

第二十八条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第二十九条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交差させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合には、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合には、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては三メートルまで、第三種第三級又は第四種第二級若しくは第三級の普通道路にあつては二・七五メートルまで、第三種又は第四種の小型道路にあつては二・五メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては三メートル、小型道路にあつては二・五メートルを標準とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、屈折車線(自動車をも右折させることを目的とするものに限る。)は、普通道路にあつては二・五メートルまで、小型道路にあつては二メートルまで縮小することができる。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合には、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。
 (立体交差)

第三十条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合には、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路(以下「連結路」という。)を設けるものとする。

4 連結路については、第四条から第七条まで、第十五条、第十七条、第十八条、第二

十条から第二十二條まで、第二十四條及び第二十七條並びに政令第十二條の規定は、適用しない。

(鉄道との平面交差)

第三十一條 道路が鉄道と同一平面で交差する場合には、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

一 交差角は、四十五度以上とすること。

二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

三 見通し区間の長さは、踏切道における鉄道の車両の最高速度に依り、次の表の下限に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切における鉄道の車両の最高速度 (単位 一時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(単位 メートル)
五〇未満	一一〇
五〇以上七〇未満	一六〇
七〇以上八〇未満	二〇〇
八〇以上九〇未満	二三〇
九〇以上一〇〇未満	二六〇
一〇〇以上一一〇未満	三〇〇
一一〇以上	三五〇

(待避所)

第三十二條 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

一 待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。

二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第三十三條 交通事故の防止を必要とする場合には、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他省令第三条に規定するものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第三十四條 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

第三十五條 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第三十六條 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車場、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第三十七條 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他省令第四条に規定するものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第三十八條 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある

場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第三十九条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(次項において「橋等」という。)は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項並びに政令第三十五条第二項及び第三項に規定するもののほか、橋等の構造(法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分を除く。)は、当該橋等の構造形式及び交通状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならぬ。

(附帯工事等の特例)

第四十条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第四条から前条までの規定(第七条、第十五条、第十六条、第二十六条、第二十八条、第三十三条及び第三十七条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第四十一条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該部分を市町村道とすることにより政令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第四条、第五条第一項、第四項及び第六項、第七条第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第八条第一項、第十条第三項、第十一条第一項、第二項及び第四項、第十四条第一項、第十五条第一項、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十二條、第二十四条第二項、第二十五条第三項、第二十九條第三項、第三十二条並びに第三十四条並びに政令第三条第四項及び第五項、政令第四条並びに政令第十二条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。この場合において、政令第十二条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級又は第四種第四級」と読み替えるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第四十二条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第八条、第九条第

三項、第十条第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十四条第二項及び第三項、第十七条から第二十四条まで、第二十五条第三項並びに第二十七条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第四項から第八項まで、第六条、第七条第二項、第八条、第九条第三項、第十条第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十四条第二項及び第三項、第二十一条第一項、第二十三条第二項、第二十五条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第四十三条 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第三十九条第四項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第三条から第四十一条まで及び前条第一項並びに政令第四条、政令第十二条及び政令第三十五条第二項から第四項までの規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第十二条を除く。)は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第四十四条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、

政令第四十条第三項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるとでなければならぬ。

4 歩行者専用道路については、第三条から第十一条まで、第十三条から第四十一条まで及び第四十二条第一項並びに政令第四条、政令第十二条及び政令第三十五条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年八月一日から施行し、同日以後に新設又は改築の工事に着手する県道から適用する。
- 2 この条例の施行の日前に新設又は改築の工事に着手した県道の構造の技術的基準については、なお従前の例による。

岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十四号

岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例

岐阜県県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 特定公共賃貸住宅の管理（第三十一条―第三十六条）」を「第三章 特定公共賃貸住宅の管理（第三十一条―第三十六条）」に改める。

二 特別賃貸住宅の管理（第三十六条の二―第三十六条の四）」に改める。

第一条中「公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）に基づき県が整備する住宅」を「県営住宅」に改める。

第二条第一号中「法」を「公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）」に、「住宅を」を「公営住宅を」に改め、同条第二号中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の下に「（平成五年法律第五十二号）」を加え、「基づき」

を「より」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「及び特定公共賃貸住宅」を「、特定公共賃貸住宅及び特別賃貸住宅」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 特別賃貸住宅 特に居住の安定を図る必要がある世帯の用に供するため、県が設置する賃貸住宅をいう（前二号に掲げるものを除く。）。

第三条第一項の表中

藤江住宅	大垣市
荒崎住宅	大垣市
ソピア・フラッツ	

に改める。

第三条第三項中「及び特定公共賃貸住宅」を「、特定公共賃貸住宅及び特別賃貸住宅」に改める。

第四条第三号中「第三十一条」の下に「及び第三十六条の二」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 特別賃貸住宅の管理（入居者の資格）

第三十六条の二 特別賃貸住宅に入居しようとする者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- 一 次のいずれかの世帯に属する者であること。
- イ 産業集積、地域振興等のために特に居住の安定を図る必要がある世帯として規則で定めるもの
- ロ イに掲げるもののほか、子育て世帯、高齢者世帯、障がい者世帯その他居住の安定を図る必要がある世帯として規則で定めるもの
- 二 その者及び現に同居し、又は同居しようとする者（第四号において「同居者」という。）の所得が規則で定める基準に該当すること。
- 三 県税を滞納していないこと。
- 四 その者又は同居者が暴力団員でないこと。